

附属書九（第九章関係） 留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第九十条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一 日本国の留保に係る表

第一節 第九十条1(a)に規定する留保に係る表

1 この留保に係る表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九十条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第八十七条

(b) 第八十八条

(c) 第九十六条

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。
- 4 この節の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	分野	金融業
小分野		銀行業

三	二	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

四	
分野 小分野 産業分類	留保の種類 政府の段階 措置 概要
情報通信業 電気通信業及びインターネット附随サービス業 J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七二 長距離電気通信業 J S I C 三七九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二 移動電気通信業	J S I C 三七一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

	五
<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>
<p>J S I C 四〇一 インターネット附随サービス業 注 J S I C 三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主</p>

	六	<p>としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>
	<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一一 なめし革製造業</p> <p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）</p> <p>J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四一 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五一 革製手袋製造業</p> <p>J S I C 二〇六一 かばん製造業</p> <p>J S I C 二〇七 袋物製造業</p> <p>J S I C 二〇八一 毛皮製造業</p> <p>J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業</p> <p>J S I C 三二五三 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p>

八	七	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
鉱業	船舶の国籍に関する事項  内国民待遇（第八十七条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	注2 JSIC一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。



九	
産業分類 小分野	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一七一 石油精製業</p> <p>J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一七四 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p> <p>J S I C 四七二 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p> <p>J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業</p>	<p>J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>内国民待遇（第八十七条）</p> <p>中央政府</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>

十		
分野	小分野	留保の種類 政府の段階 措置
産業分類		概要
J S I C 〇一	農業	注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
J S I C 〇二	林業	注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
J S I C 〇三	漁業（水産養殖業を除く。）	内国民待遇（第八十七条）
J S I C 〇四	水産養殖業	中央政府
J S I C 六三二四	農業協同組合	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレンジグリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。
	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、次節の七の項で規定されているものを除く。）	

十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	警備業 J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

分野	小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
運輸業	航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）	中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

	十三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階
<p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>	<p>運輸業 航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第八十七条） 中央政府</p>

十四	
分野 小分野	措置 概要
運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十五		
	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	産業分類 留保の種類 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 中央政府	

十六		
	<p>措置</p> <p>概要</p>	<p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p>
<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p>	<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第八十七条）</p> <p>最恵国待遇（第八十八条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p>	



十七		
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	概要 <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>

十九	十八	
分野 小分野 産業分類	概要 措置 政府の段階 留保の種類 産業分類 小分野	概要
運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業	概要 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。 中央政府 内国民待遇（第八十七条） 道路旅客運送業 J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

二十			
分野	運輸業	留保の種類	J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業
小分野	水運業	政府の段階	内国民待遇（第八十七条） 中央政府
産業分類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）	措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行うとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸 渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）	概要	
政府の段階	中央政府		
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条		
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を 旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を 行つてはならない。		

二十一	二十二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
上水道業  J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	すべての分野  内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十六条） 都道府県以外の地方政府  日本国は、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置であつ

て、これらの規定に適合しないものを留保する。日本国は、そのような地方政府による第九章の関連規定と適合しない現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

## 第二節 第九十条1(c)に規定する留保に係る表

1 この留保に係る表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十条1(c)の規定に従って記載するものである。

(a) 第八十七条

(b) 第八十八条

(c) 第九十六条

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4 この節の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	分野	すべての分野
	小分野	
	産業分類	

二	
現行の措置	留保の種類 概要
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要  内国民待遇（第八十七条） 指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇（第八十七条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利

四	三
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業  内国民待遇（第八十七条） 日本国は、投資に係る物品及びサービスが、航空機産業及び宇宙開発産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	すべての分野  内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 研究及び開発に係る補助金については、スイスの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。



六	五
<p>分野 小分野</p> <p>産業分類 留保の種類 概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>分野 小分野</p> <p>産業分類 留保の種類 概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業</p> <p>内国民待遇（第八十七条）</p> <p>日本国は、投資に係する物品及びサービスが、電気業、ガス業及び原子力産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業</p> <p>内国民待遇（第八十七条）</p> <p>日本国は、投資に係する物品及びサービスが、武器産業及び火薬類製造業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

七	分野 小分野 産業分類	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
現行の措置	概要	留保の種類

九		八
分野	現行の措置 概要 留保の種類	分野 小分野 産業分類
土地取引に関する事項	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条          外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条          排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p> <p>情報通信業          放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所          J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）          J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）          J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第八十七条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。          外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条          対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条          電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第五条          放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十及び第五十二条の三十二</p>	

十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第八十七条）            最恵国待遇（第八十八条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>内国民待遇（第八十七条）            最恵国待遇（第八十八条）</p> <p>政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>

(スイスの留保に係る表に関する付録二は省略)